広島県農業会議第12回常任会議員会議議事録

- 1 日 時 平成24年3月16日(金)13時30分から14時11分
- 2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室
- 3 出席会議員(13名)

 1番 安福 孝昭
 2番 梶原 安行
 3番 山﨑 昭弘
 4番 倉本 寛

 5番 加栗 建男
 6番 片山 博
 8番 佐伯 知省
 9番 石田 文雄

 10番 中谷 憲登
 11番 中原 照雄
 14番 小泉 俊雄
 15番 下垣 雅史

 19番 中村 雅宏

大瀬戸啓介

- 4 欠席会議員(6名)
- 5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について 第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 県及び市町農業委員会職員出席者

農林水産局農業技術課 専門員

(1) 広島県

 (2) 市町農業委員会
 主 査
 小田 政明

 点市農業委員会
 事務局長
 栗原 孝夫

三原市農業委員会事務局長曽根田辰也三原市農業委員会次長北山静美三次市農業委員会主任渡邉英俊

 庄原市農業委員会
 主
 任
 岸
 泰弘

 東広島市農業委員会
 次
 長
 井上
 玲子

 廿日市市農業委員会
 主
 査
 上中
 一之

 北広島町農業委員会
 係
 長
 槙野
 一也

7 広島県農業会議

事務局長 小林 修二 農地相談員 江上 正一 総務課長 高橋 誠 業務課長 龍尾 満弘

8 議事内容

小林事 ただ今から、平成23年度第12回常任会議員会議を開会いたします。

務局長

本日は、蔵田会長が市長の公務のため欠席となりましたので、中谷副会長に代理 をつとめていただきます。

開会にあたり、中谷副会長がごあいさつを申し上げます。

中谷副

皆さん、こんにちは。

会長

依然として春が遠いような感じがしますが、本日はこのような状態で会合をさせていただきまして、私の方であいさつということでございますので、よろしくお願いします。

本年度、第12回の常任会議員会議を開催いたしましたところ、会議員の皆様には、年度末で大変ご多忙のところ、ご出席いただきまして厚くお礼を申し上げます。

今年度も早いもので、最後の常任会議員会議となりました。

1年間、県及び農業委員会からの諮問事項や本会議の業務運営について、鋭意ご 審議いただき、誠にありがとうございました。

さて、平成23年度を振り返りますと、昨年3月11日の東日本大震災・東電原発事故、7月には新潟・福島豪雨、9月には台風12号による紀伊半島豪雨、さらには1月から2月にかけての北日本の豪雪災害と、災害の多い1年となりました。

あらためて、災害により亡くなられた方々にはお悔やみを、被災された方々にはお見無いを申し上げます。

特に東日本大震災では、震災被害に加え放射能汚染が深刻で、がれきの処理も進まず、除染作業も遅れております。政府は震災復興を最優先課題として掲げておりますが、被災者が1日も早く将来の展望を持てるよう、迅速・具体的な取り組みに全力を挙げてもらいたいと思っております。

TPP交渉参加の是非をめぐる動きは、これからが正念場となることから、農業委員会系統組織としては、引き続き交渉参加撤回に向けて、JAグループ等の関係団体との連携により国民的理解を図るとともに、情報の収集・提供、農業・農村現場の意見の積み上げ等の取り組みを行う必要があります。

また、政府に対し、国民への情報開示の徹底を強く求めるとともに、国会における議論の動向を注視していく必要があります。

次に、本日の午前中に開催しました「農業委員会会長・事務局長会議」では、平

成24年度の当農業会議の事業計画などについて、熱心にご協議いただきました。 貴重なご意見をいただいたことに対しまして、本席をお借りして、心よりお礼を申 し上げます。

なお、既にご案内申し上げておりますが、来る3月28日には第93回総会を開催いたしますので、ぜひともご出席いただきますようお願いいたします。

本日の会議は、広島市ほか17市町の農業委員会会長から諮問のありました農地 法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさつ といたします。ありがとうございます。

事務局 ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、資料1及び資料2ともに多数の修正がありましたので、本日の会議資料として配布させていただいております。

会則第37条及び農業会議規則第5条の規定により、会長代理である副会長に議 長を務めていただきます。

中谷副会長、よろしくお願いいたします。

議長 会長は議会があるということでございますので、私の方で本会の会議を取り扱っていきたいと思います。議長を務めさせていただきますので、皆さま方のご協力を お願いいたします。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数19名、うち本日の出席は13名です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議 は成立いたします。

議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。

●番の●●会議員、●番の●●会議員にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要を、事務局から説明させていただ

きます。

事務局

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4ページ上段の「総括表(県合計)」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ32、実18市町農業委員会から151件、91,022.63㎡、うち「4条」関係が15市町農業委員会から49件、29,635.51㎡、「5条」関係が17市町農業委員会から102件、61,387.12㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てみますと、件数では「住宅」が67件で44.4%、次いで「その他」が27件で17.9%、「駐車場」が24件で15.9%、「資材置場」が18件で11.9%、「商業用店舗」が6件で4.0%となっております。

面積では、「住宅」が32,234.38㎡で35.4%、次いで「資材置場」が25,869.00㎡で28.4%「その他」が10,144.61㎡で11.1%、「商業用店舗」が8,841.00㎡で9.7%、「駐車場」が8,513.03㎡で9.4%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお「主要案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたしま す。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

常任会

(質疑、特になし)

議員

議長

ないようでございますので、次に移らせていただきます。

それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいた します。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

まず、三原市農業委員会からお願いいたします。

三原市

三原市農業委員会です。

農業委

資料1の2ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

員会 1番の案件について説明します。

●●氏によります、一時転用で農地改良の転用事案です。

申請人は、三原市に居住する兼業農家です。

このたび、農地の下流側の非農地の埋め立てにより排水不良となり、申請地をかさ上げするため、平成27年9月30日まで一時転用しようとするものです。

なお、転用後は農地に復元し、農作物を作付けすることとしています。

申請地は、農振農用地区域外の農地です。

本件は、農地法第4条第2項第5号「一時的な利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められること」として、農振農用地区域外農地の不許可の例外に該当します。

続きまして、資料1の2ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●氏によります、事務所及び資材置場への転用事案です。

申請人は、●●市に居住し、土木建設業を営んでいます。

このたび、事業拡大に伴い、実家に近い土地に事務所及び建設資材置場として利用するため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として平成22年度から23年度に実施された県営経営体育成基盤整備事業により整備された第1種農地です。

申請人の所有する農地はすべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非 農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業 計画に定められた用途に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当し ます。

以上、説明しました2件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問しました。

三次市

三次市農業委員会です。

農業委

資料1の3ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

員会

1番の案件について説明します。

- ●●氏によります、共同住宅への転用事案です。
- ●●氏は、三次市●●町に居住しています。

このたび、本申請地に共同住宅18戸を建設するため転用をするものです。

申請地は、●●役所から東に2kmの所にある第3種農地です。

資料1の3ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

- ●●氏によります、農地改良に伴う一時転用事案です。
- ●●氏は、三次市●●町に居住しています兼業農家です。

このたび、本申請地に建設残土を搬入し、農地改良として3年間一時転用をするものです。

なお、転用後は農地に復元します。

申請地は、●●市役所から南東6kmの所にある第1種農地です。

申請地は、●●地区として昭和55年から平成5年にかけて実施された県営ほ場整備で整備された第1種農地です。

本件は、農地法施行令第10条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼすおそれがないと認められること」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上2件、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる おそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島

東広島市農業委員会です。

市農業

資料1の4ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

委員会

2番について説明いたします。

- ●●氏によります、資材置場への転用事案です。
- ●●氏は、東広島市●●町に居住し、建設会社を経営しています。

このたび、事業拡大に伴い新たな資材置場が必要となり、本申請地を転用しよう

とするものです。

申請地は、●●団地の西250mに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

北広島

北広島町農業委員会です。

町農業

資料1の7ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

委員会

1番の案件について説明します。

●●氏によります、宅地拡張の転用事案です。

- ●●氏は現在、広島市●●区に居住ですが、●●町に農地・住宅を保有しています。
- このたび、●●家の墓地を整備・拡張することに合わせて、手狭であった庭敷き を拡張するため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●町の西部、●●町役場●●支所から西へ約10kmに位置し、●●地区として昭和50年度から61年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。現在の宅地は手狭で生活に不便を感じていたため、やむなく申請地を転用するものです。

本件の転用面積は、既存施設用地の面積の2分の1を超えるものではないため、 農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積 が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限るもの」として、第1種 農地の不許可の例外に該当します。

続いて、資料1の7ページ、及び資料3の7ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

同じく●●氏によります、墓地への転用事案です。

このたび、自宅そばにある●●家の墓地を整備・拡張するため、申請地を転用しようとするものです。

本件は農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上説明しました2件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積で

あり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥 当と判断し諮問しました。

なお、2件とも農振農用地区域からは除外されています。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて49件の 諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

常任会

(質疑、特になし)

議員

議長

ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに 賛成の方は挙手をお願いします。

常任会

(挙手) 【挙手の数の確認】

議員

議長

挙手全員でございます。第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

最初に、三原市農業委員会からお願いいたします。

三原市

三原市農業委員会です。

農業委

資料1の8ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

員会

1番の案件について説明します。

●●氏によります、資材置場への転用事案です。

申請人は●●市に居住し、土木建設業を営んでいます。

このたび、事業拡大に伴い資材置場が不足しており、申請地を取得して建設資材 置場として転用しようとするものです。

申請地は、●●市役所●●支所から西へ約6kmに位置する、山に囲まれた第2種 農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島

東広島市農業委員会です。

市農業

資料1の12~13ページ及び資料3の9ページをご覧ください。

委員会

2~12番の案件について説明いたします。

- ●●株式会社によります、建売住宅への転用事案です。
- ●●株式会社は、●●市に本店を置き不動産業を営む会社です。

2~9の案件は、今年の1月に●●株式会社が行う建売住宅への転用案件として 諮問したものですが、地盤調査の結果、計画区域内の一部に地盤が弱い箇所があ り、コンクリート擁壁では宅盤が維持できない可能性があるため、法面を設置する 計画に変更するものです。これに伴い、計画変更に必要な隣接地を新たに転用する ため、事業計画変更承認申請書を受理したことを受け、農地法第5条の規定に基づ く許可申請書10~12番を提出されたものです。

申請地は、JR●●駅の北東230mに位置する第3種農地です。

第3種農地の許可方針は原則として許可となっています。

なお、開発許可申請については、担当部局から許可見込みと判断を得ています。 続いて、資料1の13ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

13~14番について説明いたします。

- ●●株式会社によります、資材置場への転用案件です。
- ●●株式会社は、●●市に本店を置き、建築・土木用仮設機材のリースを行う会社です。

このたび、現在使用している資材置場が手狭であることから、隣接地に敷地拡張 する計画でしたが、この計画と合わせて周辺に点在する資材置場を集約し、効率性 を高めるため、隣接する本申請地を転用しようとするものです。 13番の案件は、一昨年度、平成22年1月18日付で農地法第5条許可になった案件の事業計画区域を拡大するため、隣接する農地を新たに転用しようとするものですが、既に農地法第5条許可となっている土地が引き続き農地の状態にあることから、事業計画変更承認申請書を受理したことを受け、農地法第5条の規定に基づく許可申請書14番を提出されたものです。

申請地は、東広島市立●●小学校の南西370mに位置する第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

廿日市

廿日市市農業委員会です。

市農業

資料1の14ページの1~5番、及び資料3の11ページをご覧ください。

委員会

株式会社●●によります、店舗及び駐車場への転用事案です。

株式会社●●は、島根県●●市に本店を置く、日用雑貨から農業用資材まで広範 に取り扱う、いわゆるホームセンターを各地に展開する販売会社です。

申請地は、県道●●市●●線●●分かれ交差点から県道●●線を900m北上した場所に位置する第2種農地です。

県道●●線に面した利便性の高い場所であり、現在の商圏に加え、広島市●●区 ●●町方面からの集客を見込んで申請地を選定されました。

申請者は、現在、本申請地の約1.5km南方の●●市●●において店舗を構えていますが、敷地が狭小であり、特に来客用駐車場が不足して営業に支障をきたしているため、申請地に店舗を移転改築し、規模を拡大して営業開始するものです。

本申請の駐車場の規模については、大規模小売店舗立地法に基づく指針による計算式を利用したほか、類似した規模を持つ●●店、●●店、●●店の規模等を参照して算出した規模を充足する面積を確保しているものです。

また、申請者は地元への事業説明会を、これまで1回、これから1回実施するなどして周辺農業者の理解を得ようとしているところです。

このようなことにより、事業規模は適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、開発許可及び広島県土砂の適正処理に関する条例等、他法令の規定による 許可も、担当部局から許可及び受理見込みである旨の判断を得ております。 議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、 農地法第5条の規定に基づき、廿日市市の転用案件について、●●常任会議員、● ●会議員が2月9日に現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任会議員にお願いいたします。

●●常 任会議

員

常任会議員による農地転用に対する現地調査を行いましたので、その結果をご報告したいと思います。

資料4と資料1の14ページ、資料3の11ページをもとにご説明申し上げます。

調査の日時は、平成24年3月9日金曜日でございます。10時15分に全員が 集まりましたので、時間が少し早かったのですが、まず部屋の中で書類による説明 を約30分間受けまして現地を確認しました。

調査該当農業委員会は廿日市市農業委員会で、調査員としまして、私、●●と北 広島町農業委員会会長の●●さん、さらに立会人として廿日市市農業委員会の●● 会長、●●委員、事務局の方が3名おられたと思います。さらには広島県農業会議 の事務局2名においでいただいて、合わせて9名で調査しました。

所在地は廿日市市●●で、田7筆ありますところの8,231㎡、第2種農地です。 先ほど、各市町農業委員会から説明がございましたように、●●が今現在、●●町 にあるわけですが、そこから移転をしてという話です。現在は廿日市市の●●市民 センターの隣に、敷地面積約2,746㎡ですが、それでは店舗の面積なり駐車場のス ペース等々を考えたら手狭であるということで、今回、8,231㎡の農地を取得し て、そこで営業したいということです。

それにつきましては、資料4の一番最後に写真がございます。「事前現地調査対象申請地の現況写真」というものです。ご覧のように、ここの農地はだいたい貸し付けられているものか、休耕中といったかたちで耕作されていない状態です。そういったところを見て、さらには、これが有効利用されれば問題はないわけですが、水路関係等にはどういった問題があるだろうかということを、市の農業委員会等にもお尋ねしました。

資料4の2ページ目あたりにも書いてありますように、雨水対策の問題とか他法令の状況、こういったところも見ておられまして、都市計画法、あるいは開発許可、道路工事、施行等について、一応、許可見込みであったりということで、その後のことについても、市の環境産業部の方にそうした資料が提出されて申請されるわけですが、まず問題はないようなかたちで見ました。

なお、先ほどもございましたように、大規模小売店舗立地法に基づいて、1,000 ㎡を超えておりますし、開発行為に対しても4,000㎡を超えているということで、いろいろな規制がかかった中で、こういったことをやっておられますので、市のほうとしても十分な対応をして、開発行為が行われるものと思っております。

さらに、こういった近辺に●●という同じような業種の店がございますが、そこは1,000㎡を超えていない店舗でありますし、競合で業者がつぶれるということはないのではないかなと。これは私個人が、そのように見ております。

そういうことで、今回、申請を出された案件については、許可相当と思っております。以上、報告を終わります。

議長ご報告、ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて102 件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会

(質疑、特になし)

議員

議長 ご質問がないようですので、採決に入ります。

第2号議案につきましては、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会

(挙手) 【挙手の数の確認】

議員

議長

挙手全員でございます。よって、第2号議案は、「諮問のとおり許可されること に異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

本日、提案いたしました案件は終わりました。

次回の情報交換について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

例年、年度初めの常任会議員会議においては、次年度の県の農業関係施策と予算 ということで説明をいただいておりますので、その方向で調整させていただきたい と思います。

議長

来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は終わりました。

会務全般について、ご意見があればお願いいたします。

常任会

(意見、特になし)

議員

議長

ご意見がないようですので、これで終わりとさせていただきます。

次回の常任会議員会議は、4月18日水曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の常任会議員会議は終了いたします。ありがとうございました。

14:11【終了】

議 長 ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ●